

---

## 5. 太極拳指導員委員会 規程

— 平成28年6月1日に下線部分を改定 —

第1条 この規程は、公益社団法人日本武術太極拳連盟（以下、本連盟と言う）定款第36条の規定に基づき設置された、太極拳指導員委員会に関することを定めるものとする。

第2条 本委員会の目的：

太極拳愛好者の技能向上と公認指導員の養成・資質向上を図るために必要な事業を推進する。

第3条 本委員会の職務：

- 1) 公認普及指導員，A，B，C級指導員養成講習会と認定試験を企画し，実施する。
- 2) 太極拳技能検定の実施内容を企画立案し，5級～1級，初段～4段検定を実施する。
- 3) 太極拳指導員の資質向上，技能向上のための諸事業を企画し，高段位取得者の特別講習会，ブロック講師養成講習会等を実施する。

第4条 本委員会の構成：

- 1) 本委員会は，委員長1名，幹事数名および委員で構成する。
- 2) 本委員会の幹事および委員は，本委員会「本部講師」および「講師」で構成する。

第5条 任期： 本委員会の構成員の任期は2年とし，再任を妨げない。

第6条 本委員会の事業および会議等： 本委員会の諸事業を遂行するための費用は，本連盟が負担する。

第7条 「本部講師」および「講師」に関する規程：

- 1) 「本部講師」および「講師」の委嘱は，委員長および幹事が理事会に推薦し，理事会の承認を得て行う。
- 2) 「本部講師」は，2014年6月に，本委員会講師として登録されている11名のなかから，委員長および幹事が理事会に推薦し，理事会の承認を得て定める。

- 3) 「講師」は、「本部研修生」のうち、1期生（2009年度指名）25人、2期生（2010年指名）19人、3期生（2011年指名）4人、4期生（2012年指名）5人、5期生（2013年指名）4人、のなかから、委員長および幹事が理事会に推薦し、理事会の承認を得て定める。
- 4) 「本部講師」および「講師」は、その後必要に応じて、委員長および幹事が理事会に追加して推薦し、理事会の承認を得て定める。
- 5) 本委員会「本部講師」および「講師」は、本連盟の太極拳の実技と理論の指導にかかわる事業の企画と運営に責任を有し、太極拳指導員を養成・指導するための全国的事業およびブロック事業にかかわるための広い見識と高度の専門性を備えた者でなければならない。
- 6) 本委員会「本部講師」および「講師」は、指導実技を主として担当する講師と、学術・指導理論等の研究を主として担当する講師とする。
- 7) 指導実技を主として担当する「本部講師」は定年年齢を設けない。「講師」は定年年齢を、原則として70歳とする。年齢は毎年6月1日を基準とする。
- 8) 「講師」の定年は原則として70歳とするが、「講師」の経験と能力により、委員長および幹事が理事会に推薦して、必要に応じて74歳まで定年を延長することができることとする。

第8条 ブロック太極拳指導員委員会の構成：

- 1) 本委員会の下に、本連盟のブロック規定による7ブロックにおいて、ブロック太極拳指導員委員会を設ける。
- 2) 委員；ブロック太極拳指導員委員会は、第4条の2)に定める「本委員会講師」と第10条の1)に定める各県連盟太極拳指導員委員会の委員長で構成する。ブロック太極拳指導員委員会は、ブロック在住の第4条の2)に定める「本委員会講師」を指名して委嘱することができる。
- 3) 委員長；委員長は、「本委員会講師」と県連盟太極拳指導員委員会委員長の合議により選出し、委員長がブロック太極拳指導員委員会の会議と運営を主宰する。
- 4) ブロック講師；別途定める「ブロック講師規程」に基づいて、指導実技を主として担当するブロック講師を設けて、「ブロック講師名簿」を本委員会に提出する。
- 5) ブロック常任講師；別途定める「ブロック講師規程」に基づいて、ブロック講師のなかから「ブロック常任講師」を設ける。ブロック常任講師は、第4条の2)に定める本委員会の委員となる。
- 6) 「ブロック講師規程」とブロック講師の資格付与；  
本委員会の事業計画のもとで、各ブロックにおけるブロック太極拳指導員委員会の諸事業を推進するなかで、ブロック講師の候補となる指導者層の充実を図る。「ブロック講師規程」とブロック講師の資格付与の範囲に関する規程等については、各ブロックにおける事業の進展に基づいて定めてゆくこととする。

第9条 ブロック太極拳指導員委員会の事業等：

ブロック太極拳指導員委員会が実施する諸事業の運営資金の調達と運用の方法については、各事業ごとに本委員会と事前に協議したうえで定める。

第10条 県連盟太極拳指導員委員会：

- 1) 各県連盟に、委員長、委員等で構成する県連盟太極拳指導員委員会を設けることができる。この委員会の委員長は第4条の2)に定める「本委員会講師」が兼務することはできない。委員会の運営方法等は各県連盟に委ねる。
- 2) 各県連盟に、技術指導分野に責任を有する「県連盟講師」を設けることができる。「県連盟講師」のなかから「ブロック講師」を選出してブロック開催の事業等に派遣することができる。

第11条 規程の変更：

本規程は必要に応じて追加・修正等の変更を行うものとし、変更は理事会の承認を得て発効する。

附 則 本規程は平成14年6月15日から施行する。

本規程は平成14年12月5日に一部改定する。

本規程は平成20年1月19日に一部改定する。

本規程は平成28年6月21日に一部改定する。

本規程は平成28年6月1日に一部改定する。

以上